

厚生年金の保険料率が 引き上げられます

本年9月
から

公務員の厚生年金保険料率は、毎年9月に下表のとおり引き上げられることが法律により定められていますので、お知らせします。

○厚生年金の保険料率(%) ※労使折半

改定時期	保険料率	うち組合員の保険料率
平成29年9月～	179.86	89.93
平成30年9月～	183.00	91.50



退職等年金給付の算定に 用いる率が変わります

本年10月
から



平成27年10月以降の組合員期間がある皆さんが将来受給することとなる退職等年金給付は、基準利率や年金現価率を用いて算定します。

本年10月からのこれらの率について、地方公務員共済組合連合会のホームページに関連情報が掲載されていますのでご覧ください。

なお、退職等年金給付制度については、今月号に折り込みの冊子「地方公務員のためのマンガでわかる退職等年金給付」をご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414